

自治協働課 令和6年度11月生活産業常任委員会(説明原稿)

議案第148号大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

資料1ページをお願いします。大津市コミュニティセンター条例については、地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、令和2年4月1日に施行し、令和7年4月1日までを施行期日として、大津公民館を除く公民館について、地域の実情に応じてコミュニティセンターに移行することとし、進めてきたところです。

また、条例の制定時に、移行期限までにコミュニティセンターに移行できない公民館がある場合は、5年間の実施状況を検証したうえで、条例改正を含めた対応策を検討することとしていました。

令和6年4月現在のコミュニティセンター移行は、35学区のうち16学区が移行している状況です。

資料2ページをお願いします。条例改正の内容についてですが、令和5年度より、大津市自治連合会、まちづくり協議会、市議会等との意見交換を行い、移行に係る成果や課題等について、検討を重ねてまいりました。

これらを踏まえ、地域において、コミュニティセンターを活用した多様な主体による協働のまちづくりを持続可能な形で進めていくために

は、各地域のまちづくり在り方について、十分な議論がなされ、住民の理解と納得が得られることが重要であるとの観点から、コミュニティセンターの移行する時期は、市が一律に期限を設け進めるのではなく、それぞれの地域の実情や特色に応じて地域住民が主体的な判断をし、その結果を尊重することが適切であるとの結論に至りました。

このことから、条例に規定している移行期限を撤廃することとした、条例の一部改正を提案するものです。

また、今後もコミュニティセンターの移行、運営状況等について、一定期間ごとに成果と課題を振り返り、検証を行う必要があると考えており、令和7年度に策定する「大津市協働のまちづくり推進計画改定計画」において、体系的に進捗管理を行っていくこととします。

資料3 ページは、大津市コミュニティセンター条例の抜粋でございます。附則の第1条で、コミュニティセンターへの移行にかかる施行期日を定めており、「同日から令和7年4月1日までの間において」という文言を撤廃いたします。

以上、大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明といたします。